

◎新潟県告示第168号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定により、次の肥料の登録を変更した。

平成29年2月24日

新潟県知事 米 山 隆 一

登録番号	新潟県生第375号	
肥料の種類	副産石灰肥料	
肥料の名称	50副産石灰	
保証成分量	アルカリ分 50.0パーセント	
その他の規格	含有を許される有害成分の最大量は 公定規格のとおり	
生産業者の名称及び住所	変更前	キューピータマゴ株式会社 東京都調布市仙川町2丁目5番地
	変更後	キューピータマゴ株式会社 東京都調布市仙川町2丁目5番地7
有効期間	平成28年4月3日から平成34年4月2日	